

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部産業観光課

番号 2

許認可等の内容		商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の組合員による総会招集の承認
根拠法令及び条項		商店街振興組合法第59条
審査基準	関係条項	商店街振興組合法第58条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	商店街振興組合法第58条第2項に規定する要件が形式的及び内容的に満たされているか否かとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月1日設定 (令和5年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 15 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月1日設定 (年 月 日最終変更)